

監事監査報告書

令和3年5月29日

社会福祉法人 奈良県手をつなぐ育成会
理事長 山岡 亨 殿

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職位等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1)理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2)事業報告に記載されている理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保する為に必要なものとして、社会福祉法施行規則第2条の16各号に掲げている体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

上記の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算関係書類並びに財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

令和2年度の社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、概ね(確認が出来た範囲では)「適正である」と認めます。

以上

監事:

奥田芳久

印

監事:

新井健嗣

印

令和3年5月29日

奈良県知事
荒井正吾 殿

監事

奥田芳久

監事

荒井健嗣

我々は、社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況および財産の状況について監査を行いました。

この監査にあたっては、関連する法令等に従い、監事監査リストに基づいた監査手続を実施いたしました。

監査の結果、我々監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、当社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の事業の執行状況を正しく示し、適正であると認めます。
- (2) 決算報告書は、当社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の事業における資産、負債及び収支の状況を正しく示し、適正であると認めます。
- (3) 決算附属明細書は、当社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の決算内容の詳細を正しく示し、適正であると認めます。
- (4) 財産目録は、当社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会の財産を正しく示し、適正であると認めます。

以上

監査実施日： 令和3年5月29日

監査対象人： 奥田芳人

監査実施者： 齋藤佳樹

監査項目	監査事項等	監査結果	内容
II 法人運営 -2 役員	9 当該法人に係る社会福祉施設の整備や運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の1/3を超えていないか。	√	
	10 監事に他の役員と親族との他の特殊な関係がある者が選任されていないか。 また、監事が理事、評議員、職員等と兼務していないか。	√	
II 理事会 -3 定款	1 理事会招集に關し、開催時期及び回数が適切か。 【開催通知、議案を確認する。】	√	
	2 理事会が定期を満たして有効に成立しているか。 【理事会議事録を開覧する。】	√	
	3 要決議事項について審議され、議決要件を満たして議決が行われているか。 また、評議員会が設置されている場合は、重要事項について評議員会の意見を聽いているか。	√	
	4 理事会において定められた日常業務として、理事長が専決した事項については、理事会に報告されているか。	√	
	5 理事会・評議員会において、特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。	√	
	6 理事会等の議事録は、正確に記録され、保存されているか。 当日の理事会・評議員会資料が添付されているか。	√	
	7 当該法人が、県または市町村が福利サービスを必要とする者について介護施設等をとする社会福祉事業、保育所を経営する事業、または介護保険事業のみを行な法人でない場合は、評議員会が設置されているか。	√	
	8 当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上選任されているか。 ただし評議員会を設置しない法人にあっては、施設長等施設職員が1/3を超えていないか。	√	

監査項目	監査事項等	監査結果	内容
I 他の監査 との連携	1 行政監査等において、口頭または文書で指摘事項があつた場合、改善されているか。	はい	いいえ
	2 公認会計士または監査法人に依頼し、自主監査を実施している場合、自主監査報告書を入手し、指摘事項の有無を確認したか。	√	
II 法人運営 -1 定款	1 定款規則に準拠しているか。 定款変更は理事会審議、県の承認など所定の手続きを経て行われているか。	√	
	2 役員定数は事業規模等の実績に即したもので、欠員が生じていないか。また、役員名簿が整備されているか。	√	
II -2 役員	3 役員の選任手続きが、定款のために従い行われているか。 また、就任承諾書等選任関係書類が整備されているか。	√	
	4 役員の任期は明確か。 また、補欠役員の任期は、前任者の残任期間であるか。	√	
	5 欠格事由を有する者等が役員に選任されていないか。	√	
	6 各理事・各評議員について親族等の特殊な関係のある者が、定款に定める数を超えて選任されているか。	√	
	7 社会福祉事業についての学識経験者、または、地域の福祉関係者が選任されているか。	√	
	8 当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上選任されているか。 ただし評議員会を設置しない法人にあっては、施設長等施設職員が1/3を超えていないか。	√	

監査項目	監査事項等	監査結果 はいいいえ該当なし	監査結果		内容 はいいえ該当なし
			監査項目	監査事項等	
II 法人運営 -3 理事会等	8 許認員の定数及び現員は、理事の2倍を超えるか。 また、当該法人に係る社会福祉施設整備や運営と密接に関連する業務を行なう者が評議員総数の1/3を超えていないか。	✓	IV 収益事業 -2 収益事業	1 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障をきたしていないか。 2 収益が社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員を兼務させている場合、本来の業務に支障をきたしていないか。	✓ ✓
	1 契約が遡理規程準則に定められた方法によつて行なわれているか。 当事業年度に新たに締んだ契約に関する書類を閲覧し、経理規程で確認する。	✓		3 社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員を兼務させている場合、本来の業務に支障をきたしていないか。	✓
	2 入れには、複数の理事、監事あるいは評議員が立ち会っているか。 【入札記録で確認する。】	✓		1 社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者であるか。 2 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ているか。	✓ ✓
III 事務処理 -1 契約	1 登記している事項が、実態(定期)と一致しているか。	✓	V 管理 -1 人事管理	3 職員待遇が労働基準法等関係法令遵守等に則して適正に行なわれているか。	✓
	2 組合等登記令第2条に定める項目について、適正に登記しているか。 【登記項目】 目的及び業務、名称、事務所の所在地、存立時期等、代表権を有する者の住所・氏名(改選後2週間以内)、資産総額(毎会計年度終了後2ヶ月以内)	✓		4 職員の資質向上を図るために、職員研修についての具体的な計画が立てられているか。 5 多数の職員が退職するなど、労務管理に問題ないか。	✓ ✓
III 法人登記 -2 法人登記	1 登記している事項が、実態(定期)と一致しているか。	✓	V -2 資産管理	1 定款に定める基本財産(土地・建物の所在地、面積)と登記簿副本は一致しているか。 【財産目録】 資産は基本財産、運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産に区分し、負債は流動負債、固定負債、引当金に区分して記載される。	✓
	2 必要最低限の諸規程が整備されているか。 【諸規程】 定款、経理規程、就業規則、給与規程、消防計画、この他旅費規程、育児・介護休業規程、決算等の職務規限	✓		2 基本財産が処分または担保提供されている場合は、理事会の決議および所轄庁の承認を得て処分、貸与又は担保に供しているか。	✓
IV 事業 -1 事業	1 定款に記載されていない事業を行っていないか。 また、概ね事業の執行状況が適正に報告されているか。 【事業報告書を開墲する。】	✓		2 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されているか。	✓
	2 社会福祉事業を行なうための必要な資金が確保されているか。	✓			

監査項目	監査事項等	監査結果 はいいいえ該当なし	監査結果		内容 はいいえ該当なし
			監査項目	監査事項等	
II 法人運営 -3 理事会等	8 許認員の定数及び現員は、理事の2倍を超えるか。 また、当該法人に係る社会福祉施設整備や運営と密接に関連する業務を行なう者が評議員総数の1/3を超えていないか。	✓	IV 収益事業 -2 収益事業	1 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障をきたしていないか。 2 収益が社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員を兼務させている場合、本来の業務に支障をきたしていないか。	✓ ✓
	1 契約が遡理規程準則に定められた方法によつて行なわれているか。 当事業年度に新たに締んだ契約に関する書類を閲覧し、経理規程で確認する。	✓		3 社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員を兼務させている場合、本来の業務に支障をきたしていないか。	✓
	2 入れには、複数の理事、監事あるいは評議員が立ち会っているか。 【入札記録で確認する。】	✓		1 社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者であるか。 2 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ているか。	✓ ✓
III 事務処理 -1 契約	1 登記している事項が、実態(定期)と一致しているか。	✓	V 管理 -1 人事管理	3 職員待遇が労働基準法等関係法令遵守等に則して適正に行なわれているか。	✓
	2 組合等登記令第2条に定める項目について、適正に登記しているか。 【登記項目】 目的及び業務、名称、事務所の所在地、存立時期等、代表権を有する者の住所・氏名(改選後2週間以内)、資産総額(毎会計年度終了後2ヶ月以内)	✓		4 職員の資質向上を図るために、職員研修についての具体的な計画が立てられているか。 5 多数の職員が退職するなど、労務管理に問題ないか。	✓ ✓
III 法人登記 -2 法人登記	1 登記している事項が、実態(定期)と一致しているか。	✓	V -2 資産管理	1 定款に定める基本財産(土地・建物の所在地、面積)と登記簿副本は一致しているか。 【財産目録】 資産は基本財産、運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産に区分し、負債は流動負債、固定負債、引当金に区分して記載される。	✓
	2 必要最低限の諸規程が整備されているか。 【諸規程】 定款、経理規程、就業規則、給与規程、消防計画、この他旅費規程、育児・介護休業規程、決算等の職務規限	✓		2 基本財産が処分または担保提供されている場合は、理事会の決議および所轄庁の承認を得て処分、貸与又は担保に供しているか。	✓
IV 事業 -1 事業	1 定款に記載されていない事業を行っていないか。 また、概ね事業の執行状況が適正に報告されているか。 【事業報告書を開墲する。】	✓		2 社会福祉事業を行なうための必要な資金が確保されているか。	✓
	2 社会福祉事業を行なうための必要な資金が確保されているか。	✓			

監査項目	監査事項等	監査結果	内容	監査結果	内容
監査項目	監査事項等	監査結果	内容	監査結果	内容
V 管理 -2 資産管理	3 財産目録に記載されている不動産は、すべて所有権についての登記がなされているか。 不動産登記簿原本で確認する 他から借用している不動産については、貸借権または地上権が設定されているか。 国又は地方公共団体の場合は使用許可等受けているか。	✓			
VI 会計管理 -1 予算	1 予算は定額の定めに従い適正に編成されているか。 2 予算の執行状況は適正か。 予算執行に変更を加えるときはあらかじめ理事会の同意が得られているか。 補正予算が編成されているか。	✓			
VI 会計処理 -2 会計処理	1 会計責任者が置かれているか。 辞令等により其務を明らかにしているか。 2 出納職員を会計責任者と別に任命し、内部牽制体制が確立されているか。 3 現金、小切手の保管について、保管責任が明確にされているか。	✓			
VI 財務諸表 -3 財務諸表	1 会計帳簿が整備され、仕証伝票や領收書等の証憑書類が適正に保存されているか。 会計帳簿等 現金出新帳、仕証伝票、総勘定元帳（又は勘定票）、資産等各種台帳（補助帳）や明細書、決算諸表、この他に月次試算表など 2 決算手続きは、定期の定めに従い適正に行われているか。	✓			

監査項目	監査事項等	監査結果	内容	監査結果	内容
監査項目	監査事項等	監査結果	内容	監査結果	内容
V 管理 -2 資産管理	3 財産目録に記載されている不動産は、すべて所有権についての登記がなされているか。 不動産登記簿原本で確認する 他から借用している不動産については、貸借権または地上権が設定されているか。 国又は地方公共団体の場合は使用許可等受けているか。	✓			
VI 会計管理 -1 予算	1 予算は定額の定めに従い適正に編成されているか。 2 予算の執行状況は適正か。 予算執行に変更を加えるときはあらかじめ理事会の同意が得られているか。 補正予算が編成されているか。	✓			
VI 会計処理 -2 会計処理	1 会計責任者が置かれているか。 辞令等により其務を明らかにしているか。 2 出納職員を会計責任者と別に任命し、内部牽制体制が確立されているか。 3 現金、小切手の保管について、保管責任が明確にされているか。	✓			
VI 財務諸表 -3 財務諸表	1 会計帳簿が整備され、仕証伝票や領收書等の証憑書類が適正に保存されているか。 会計帳簿等 現金出新帳、仕証伝票、総勘定元帳（又は勘定票）、資産等各種台帳（補助帳）や明細書、決算諸表、この他に月次試算表など 2 決算手続きは、定期の定めに従い適正に行われているか。	✓			

監査項目	監査事項等	監査結果			監査結果 はい いいえ 難れ いえ	内容
		監査項目	監査事項等	はい いいえ 難れ いえ		
VI 会計管理 -4 決算	5-2 保育所の運営費の弾力適用について は、また、限度額以内か。 ○ 繰入条件① 1. 新会計基準による会計処理 2. 第299号通知の1の(2)に定める要件が全て遵守 3. 特別保育事業等の実施 ○ 限額額① 1. ①の要件が全て遵守 2. 財務諸表の開闢 3. 毎年度、次の何れかの実施 7. 第三者評議の受審・公表 イ. 苛情解決の仕組みの周知 第三委員会を設置し、苦情内容及び解決結果の定期的公表、利用者保護	10 前期末支払資金残高を取り崩して使用している場合、事前に理事会の承認を得ているか。 ○ 第三者評議の受審・公表又は苦情解決のための第三者委員の設置、苦情内容・解決結果の公表が行われていない場合は、事前に県知事と協議を行っているか。(保育所除く。)	✓			
VII その他	1 社会福祉施設の入所者から預かっている金銭は、別会計で経理されているか。 2 社会福祉施設、設備等の管理が十分に行われ、防災対策等が立てられるとともに、その実施体制が確立されているか。 3 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 4 法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報を活用することなどにより自主的に公表しているか。					

監査項目	監査事項等	監査結果			監査結果 はい いいえ 難れ いえ	内容
		監査項目	監査事項等	はい いいえ 難れ いえ		
VI 会計管理 -4 決算	5-2 保育所の運営費の弾力適用について は、また、限度額以内か。 ○ 繰入条件① 1. 新会計基準による会計処理 2. 第299号通知の1の(2)に定める要件が全て遵守 3. 特別保育事業等の実施 ○ 限額額① 1. ①の要件が全て遵守 2. 財務諸表の開闢 3. 每年度、次の何れかの実施 7. 第三者評議の受審・公表 イ. 苛情解決の仕組みの周知 第三委員会を設置し、苦情内容及び解決結果の定期的公表、利用者保護	10 前期末支払資金残高を取り崩して使用している場合、事前に理事会の承認を得ているか。 ○ 第三者評議の受審・公表又は苦情解決のための第三者委員の設置、苦情内容・解決結果の公表が行われていない場合は、事前に県知事と協議を行っているか。(保育所除く。)	✓			
VII その他	1 人件費について、給与台帳に記載されている職員が実在するか。 ○ 出勤簿、源泉所得税と社会保険料の新規登録する。 2 寄付金について、取引業者、元入所者及びその家族、職員など関係者からの寄付は妥当であるか。 ○ 寄付金台帳等を開覧する。	✓				
VI 会計管理 -4 決算	6 捐助金収入はすべて適正に計上されているか。 7 人件費について、給与台帳に記載されている職員が実在するか。 ○ 出勤簿、源泉所得税と社会保険料の新規登録する。	✓				
VII その他	8 寄付金について、取引業者、元入所者及びその家族、職員など関係者からの寄付は妥当であるか。 ○ 寄付金台帳等を開覧する。	✓				
VIII その他	9 運営施設における各種積立金について、使用計画は作成されているか。	✓				

監査項目	監査事項等	監査結果 はい いいえ 該当なし	内容	監査結果 はい いいえ 該当なし	内容
監査項目	監査事項等	監査結果 はい いいえ 該当なし	内容	監査結果 はい いいえ 該当なし	内容
VII-VI決算5-1 措置費支弁対 象施設等(堅 費老人ホーム 含む) 弹力運 用織入条件詳 細	1-1 役員の選任及びその配置、理評 会や評議員会の開催等、組織運営が 適正になされているか。 1-2 社会福祉事業等が適正に行われ ているか。	✓ ✓			
	1-3 人事管理、資産管理及び会計管 理等が適正に行われているか。	✓			
	※弾力運用は 1～3 及び 4 (ア) 又は 4 (イ) の条件 を満たす場合は 2-1 入所者の意向や希望等を尊重す るよう配慮がなされている等、適切 な入所処遇の確保がなされ ているか。	✓			
	2-2 必要な規程の整備や配置基準に 基づく職員の配置等、施設の運営管 理体制が確立されて いるか。	✓			
	2-3 労働時間の短縮等労働条件の改 善や職員の資質向上のための研修等 の実施、職員の確保及び定着化に対 する積極的な取組み等、必要な職員 の確保や職員待遇の充実が図られ ているか。	✓			
	3-1 社会福祉法人会計基準等に基づ く財産目録、賞賛料照表及び収支計 算書の公開がおこなわれているか。	✓			
	3-2 計算書類の公開に当たっては、 福祉サービスの利用者のみならず、 一般に対してもホームページ及び広 報誌等により公開されているか。	✓			

監査項目	監査事項等	監査結果 はい いいえ 該当なし	内容	監査結果 はい いいえ 該当なし	内容
監査項目	監査事項等	監査結果 はい いいえ 該当なし	内容	監査結果 はい いいえ 該当なし	内容
VIII-VI決算5-1 措置費支弁対 象施設等(堅 費老人ホーム 含む) 弹力運 用織入条件詳 細	1-1 役員の選任及びその配置、理評 会や評議員会の開催等、組織運営が 適正になされているか。 1-2 社会福祉事業等が適正に行われ ているか。	✓ ✓			
	1-3 人事管理、資産管理及び会計管 理等が適正に行われているか。	✓			
	※弾力運用は 1～3 及び 4 (ア) 又は 4 (イ) の条件 を満たす場合は 2-1 入所者の意向や希望等を尊重す るよう配慮がなされている等、適切 な入所処遇の確保がなされ ているか。	✓			
	2-2 必要な規程の整備や配置基準に 基づく職員の配置等、施設の運営管 理体制が確立されて いるか。	✓			
	2-3 労働時間の短縮等労働条件の改 善や職員の資質向上のための研修等 の実施、職員の確保及び定着化に対 する積極的な取組み等、必要な職員 の確保や職員待遇の充実が図られ ているか。	✓			
	3-1 社会福祉法人会計基準等に基づ く財産目録、賞賛料照表及び収支計 算書の公開がおこなわれているか。	✓			
	3-2 計算書類の公開に当たっては、 福祉サービスの利用者のみならず、 一般に対してもホームページ及び広 報誌等により公開されているか。	✓			